



農業委員会だより



■ 北海道でもトップクラスの収穫量を誇る ほうれんそうの収穫作業 ■
(字飯田町 小坂寛和さんハウス)

農家戸数の減少は、これまでは離農した農業者の所有していた農地が担い手に集積され、一戸当たりの経営規模拡大に繋がり、地域農業の発展に寄与してきたことは事実ですが、今後も農業者の減少が加速すると予想されることから、その農地の受け皿が必要となってきます。現状では、農地中間管理事業の活用は少ないですが、各担い手の農地の拡大意欲は非常に旺盛であり、当事業等を活用して農地の有効活用を図り、七飯町内にある耕作地の全てで食糧を生産することで地域消費者に安心感を与え、それを笑顔で食する喜びを消費者とともに享受したいと思います。

日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今夏は、いずれも8月に発生した台風7・9・11号が連続して北海道に上陸し、当町を含む道南地域においては、台風10号が猛威を振るい、農業用施設や農作物等にも多くの被害をもたらしました。被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、ご存知のように平成28年4月1日より改正された農業委員会法に基づいて、農地の最適利用推進政策に基づいた業務を強化しなければなりません。1960年代のピーク時、全国で約600万戸としていた農家戸数は、現在約215万戸まで減少し、焦眉の状態であります。このままでは食糧の安全確保が危ぶまれることから、政府は食糧自給率を現在の39%から50%に増加させる施策を打ち出しております。



七飯町農業委員会
会長 久保田 隆博

農業委員会だより
第10号の発行によせて

主な内容

- 農業委員会総会の開催予定、総会で決まったこと.....21P
- 活動報告（視察研修、作況調査の実施）.....22P
- 農業委員の声・編集後記.....23P

農業委員会 総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします。

■今後の総会開催予定は次のとおりです。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第29回	平成28年10月24日(月)	農業委員会会議室	10月11日(火)	10月18日(火)
第30回	平成28年11月24日(木)	〃	11月10日(木)	11月17日(木)
第31回	平成28年12月22日(木)	役場202会議室	12月8日(木)	12月15日(木)
第32回	平成29年1月25日(水)	農業委員会会議室	1月11日(水)	1月18日(水)
第33回	平成29年2月24日(金)	〃	2月10日(金)	2月17日(金)
第34回	平成29年3月24日(金)	〃	3月10日(金)	3月17日(金)

※日程は都合により変更となる場合があります。
最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

第21回 平成28年2月25日

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 4件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について

第22回 平成28年3月23日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)

第23回 平成28年4月26日

- ・農地移動適正化斡旋申し出について 9件(可決)
- ・農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)

- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 7件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 7件(可決)

- ・土地の現況証明願について 1件(可決)

- ・農地移動適正化斡旋申し出について

- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 6件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 5件(可決)

- ・農地移動適正化斡旋申し出について

第25回 平成28年6月24日

- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 4件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について

- ・土地の現況証明願について 8件(可決)

- ・農地移動適正化斡旋申し出について 4件(可決)

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借) 1件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 2件(可決)

- ・土地の現況証明願について 1件(可決)

- ・農地移動適正化斡旋申し出について

第27回 平成28年8月24日

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 6件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業) 1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について

農地の保全管理 について

近年は、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことにご留意願います。

- 1 傾斜地のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
- 2 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
- 3 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょ。
- 4 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。

※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求される場合があります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いいたします。



※豪雨後に流出した土砂の様子

農業委員視察研修

平成28年9月4日～6日 富山県小矢部市他

9月4日から6日にかけて農業委員14名が道外視察研修を行いました。今回は、担い手の育成・確保や農業法人化の推進に力を入れている富山県農業会議（富山市）や富山県小矢部市にある農業法人を訪問し、取組や経営内容等をお聞きすることができました。担い手対策の先進地である富山県の現状を知ることができ、当町における担い手対策や今後の農業振興のあり方を考え直す貴重な機会となりました。

有限会社 耕（たがやす）

富山県小矢部市

富山県小矢部市にある(有)耕は、水稲82ha、大麦20ha、大豆28ha等を中心に生産している他、味噌や漬物等の農産加工にも力を入れています。また、生産された米や長ネギ、かぶ、人参等の野菜類、味噌や豆腐等の加工品については、農協出荷や直売店で販売している他、スーパーや生協、学校給食や個人配送も行いう等、販路もきちんと確保しています。今回説明して下さった(有)耕の高田社長は、「地域に根ざした永続性のある農業経営を探りながら地域をはじめとする多くの消費者の方々に信頼される商品づくりを目標としています。」と話してくれました。



一般社団法人 富山県農業会議

富山県富山市

富山県農業会議は、昭和29年8月「農業委員会等に関する法律」により、県知事の諮問機関として設立された市町村農業委員会の県段階の団体です。主要業務としては、農地転用など、県知事が許可するものについて、県知事から諮問を受けて、毎月1回審議する他、市町村農業委員会への助言・協力や農業

者への情報を提供しています。特に富山県農業会議で力を入れてるのが、県の担い手を育成・確保する取り組みです。富山県農業会議は、県農林水産部関係課や農業団体などで構成される「富山県担い手育成総合支援協議会」の事務局を務め、担い手を育成・確保するため、関係機関・団体と連携しながら積極的な活動をしています。

また、農業経営の法人化の推進にも力を入れており、毎年、集落営農組織や個人経営の農業者を対象に法人化説明会を開催しています。説明会では、スペシャリストとして委嘱している税理士など専門家からの話を聞くことができます。富山県農業会議や関係機関の活動が実を結んでいるのか、農業法人の数は増えており、昨年度は新たに62経営体が法人化し、農業法人の数は平成28年3月末で595経営体となっております。



作況調査 町内一円で実施

平成28年9月13日

農作業の本格的な収穫を迎えるこの時期、例年実施しております作況調査を本年も行いました。

当日は低気圧の接近で悪天が予想されておりましたが、大きく崩れることなく、町内各地区の農作物の生育状況や台風被害の状況等を確認することができました。

また今年度は、(株)流山の畜舎を訪問し、今後の営農予定等について説明を受けております。



全国農業新聞の購読について（お知らせ）

～毎週金曜日にお届けします 暮らしと経営に生きる情報～



全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜 発行

◆購読料は月額700円（年間8,400円）

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局（☎65-2519）までお気軽にお問い合わせください。



宅見 孝男 委員

農業委員として

農業を継いで50年、農業委員として現在7期目を迎えました。が、地域の皆様の役に立っているのか、委員としての役割を果たしているのか、日々反省しながらも他の農業委員の方々の力添え等もあり、今日まで活動して行くことができました。

農業を継いだ当時は、馬で水田・畑を耕し、手で田植えをしておりましたが、今では機械化が進み、効率良く作業が出来る様になりました。

しかしその一方で、高齢化が進み、農業をリタイアする方が多くなり、耕作放棄地が増加する状況にあります。このような状況を解消するためには、未来の地域農業を支えていく担い手をどのように育てていくかが大切だと思います。

農業委員として、関係機関等を通じ、地域農業の問題点等を

農政に強く要請していかなければなりません。七飯農業発展の一助となれるよう、微力ながら頑張つていく所存ですので、今後とも農業委員会に対し、ご理解ご協力をお願い申し上げます。



小松 新一 委員

私が思うこと

私が農業委員となり、早3年目を迎えました。私と同様に他の農業委員も想いは同じことと思いますが、少子高齢化時代を迎え、地域農業を支える後継者やパートさん等の不足、温暖化等の影響による異常気象と、近年農業を取り巻く環境は、決し

農地パトロールの実施

平成28年10月中旬

農業委員会では、農地法第30条に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を10月中旬に実施いたします。

農業委員会は、毎年この調査により町内農地の利用状況を確認のうへ、遊休農地になっている農地の所有者に対し、耕作や管理のお願い等必要な指導を行うことになっています。

この調査は、農業生産の基盤である農地を守り、国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給確保実現の一助として取り組まれているものです。

調査の際、農地等へ立ち入り確認する場合がございますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。



昨年度のパトロールの様子

て恵まれたものとは言えず、農業を営む我々にとつて、日々不安な事ばかりです。今後ますます高齢化が進み、リタイアする経営者が増えていくにつれ、耕作放棄地等が急増する恐れがあります。このような状況の中で、いかに優良農地を守り、次世代にどのように残していくかについては、農業委員会並びに農業委員の責務だと思っております。

私自身の感じているところではありますが、我が七飯町は新規就農者の受け入れ体制が整っているとは言えず、今後他の先進地域同様に新規就農者や研修生等の受け入れ体制の強化を図る必要があります。リタイア者等が耕作できなくなった農地を新規就農者が活用することが出来れば、地域の農地が有効活用されることに繋がるのではない

かと考えております。そのためには、我々農業委員だけでなく、関係機関が協力し、知恵を絞つていく必要があります。

最後になりますが、このたびの台風10号により甚大な被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。日本の約4分の1の農産物を生産している北海道、災害に負けずガンバレ生産者！



詳しくは農業委員会(☎65-2519)・JA新はこだて七飯基幹支店(☎65-3078)までどうぞ

編集後記

この度の台風10号の接近に伴う暴風雨により、被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

さて、年二回発行の「委員会だより」も今回で一〇号となりました。これからも紙面を通じて「ななえの農業」について、少しでもご理解いただければ幸いです。

編集委員

- 宅見 孝男
- 宮後 英子
- 加茂 悦夫
- 平野 博章

編集・発行

- 七飯町農業委員会
- 事務局(役場内)
- 〒041-1192
- 七飯町本町6丁目1-1
- ☎ 65-2519 (直通)
- FAX 65-9280